

那須信用組合 一般事業主行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1：子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備として「子どもが生まれる際の父親の休暇の取得」の実効性を高める。

〈対策〉

- 第1回行動計画において、平成23年4月1日付就業規則を一部改定し、特別休暇に「配偶者の出産時1日」を導入し全職員に周知した。
第2回行動計画においては、全職員へ再度周知徹底を図り実効性を高めることとする。

目標2：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備として「年次有給休暇の取得の促進のための措置」を実施する。

〈対策〉

- 第1回行動計画において、平成23年4月1日付就業規則を一部改定し、年次有給休暇の手続の条項に「職員に対し年1回1日のメモリアル休暇を与える」を追加し全職員に周知した。
第2回行動計画においては、全職員へ再度周知徹底を図り、年次有給休暇取得促進の実効性を高めることとする。